

新宿区教育委員会会議録

平成23年第1回臨時会

平成23年1月26日

新宿区教育委員会

平成23年第1回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成23年1月26日(水)

開会 午後 3時04分

閉会 午後 3時53分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

| | | | |
|-------|---------|----------|---------|
| 委 員 長 | 羽 原 清 雅 | 委員長職務代理者 | 松 尾 厚 |
| 委 員 | 菊 池 俊 之 | 教 育 長 | 石 崎 洋 子 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------|---------|--------|---------|
| 次 長 | 蒔 田 正 夫 | 中央図書館長 | 野 田 勉 |
| 参 事 | | | |
| 教育政策課長 | 竹 若 世志子 | 教育指導課長 | 上 原 一 夫 |
| 事務取扱 | | | |
| 文化観光国際課長 | 山 田 秀 之 | | |

書記

| | | | |
|-----------|---------|----------------|---------|
| 教育政策課管理係長 | 久 澄 聰 志 | 教育政策課 管理係主査 | 安 川 正 紀 |
| 教育政策課管理係 | 岩 崎 鉄次郎 | | |

議事日程

議案

- 日程第1 議案第 2号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第 3号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第 4号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第 5号 新宿区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第 6号 新宿区文化財保護条例の一部を改正する条例

報告

- 1 新宿区立鶴巻・西落合図書館の臨時開館・休館及び指定管理者による管理開始説明会の開催について（中央図書館長）
- 2 その他

◎ 開 会

○羽原委員長 ただいまから平成23年新宿区教育委員会第1回臨時会を開会いたします。

本日の会議には熊谷委員、白井委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、松尾委員にお願いします。

本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により補助執行している事務についての説明を受けるため、教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、地域文化部文化観光国際課長に出席していただいておりますので、御承知おきください。

◎ 議案第2号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

議案第3号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 新宿区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 新宿区文化財保護条例の一部を改正する条例

○羽原委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第2号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、
「日程第2 議案第3号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、
「日程第3 議案第4号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、
「日程第4 議案第5号 新宿区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」、
「日程第5 議案第6号 新宿区文化財保護条例の一部を改正する条例」を議題とします。

それでは、説明を教育政策課長からお願いいたします。

○教育政策課長 では、議案についてまとめて御説明いたします。

まず、第2号議案の新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則ですが、こちらにつきましては、職務・職責を一層反映した人事制度とするため、幼稚園に新たに副園長、主任教諭及び主任養護教諭の職を設置できることとし、教頭の職を廃止する必要がある

るためでございます。

内容につきましてですが、まず、副園長についてですが、教頭の職務をあわせ持つ学校教育法上の副園長として位置づけるものです。職務内容は、園長を助け、命を受けて職務をつかさどり、及び職務を整理する。また、園長の命を受け、所属職員を監督し、及び必要に応じて幼児の保育をつかさどるということで、クラス担任を持つことができるというものでございます。

次に、主任教諭及び主任養護教諭ですが、こちらにつきましては、特に高度の知識または経験を必要とする教諭の職として位置づけるものでございます。

規定方式ですが、先ほど、できるというように申し上げましたが、小・中学校の副校長の規定、主任教諭及び主任養護教諭の規定を加え、これらの規定を幼稚園に準用する方式をとります。また、小・中学校の副校長の規定等は、「置く」と必ず置くことになっている部分につきましては、「置くことができる」と読みかえを行うものでございます。

上記の1の改正に伴いまして、教頭の置かれていない幼稚園を副園長の置かれていない幼稚園に改め、また、教頭の規定の削除に伴いまして、条文の繰り上げを行ったり所要の改正を行っているものでございます。

施行日は、平成23年4月1日でございます。

次に、第3号議案の新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例ですが、こちら、新たな職の設置に伴いまして、幼稚園教育職員の定義を改めるとともに、超勤の代替時間が導入されますので、それに伴う改正を行うものでございます。

1番目、主な改正内容ですが、幼稚園教育職員の定義について、副園長を加え、教頭、助教諭、養護助教諭及び講師を削除いたします。教頭は、先ほどの職の設置に関連するもので削除ですが、助教諭、養護助教諭というのは、教諭が不足していた時代に臨時的に設けられていたものですが、現行においてはこういった資格を持つ者は一人もおりませんので、制度的には必要がないということで廃止するものです。

次に、この改正に伴いまして、再任用短時間勤務職員については、ここの部分も削除された関係から、第3条で改めてこちらを定義しております。

さらに、1カ月について60時間を超える超過勤務を行った職員に対しては、割り増し超勤手当が支給されているわけですが、その支給割合の引き上げ分にかえて、超勤の部分を休暇に代替させることができるという制度を新設するものです。それにつきましての、正規の勤

務時間においても勤務を要しないというような規定も改正しているところです。

施行日につきましては、平成23年4月1日です。

次の、第4号議案の新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ですが、これの改正点は大きく4点ございます。

まず第1点目は、先ほど申し上げた、新たな職の設置に関連しました職の階層を4階層とする、4層制にすることに伴う給与制度を改正しますので、それに伴う所要の改正が1点です。

2点目は、先ほど言った、超勤の60時間を超えた場合の積算方法を、代替休暇の取り扱いができるというような関係からの関連規定を改正するものです。

そして、3番目は、公益法人等へ派遣された職員に対して、それに関係する条例の改正が行われたことから、それに伴う改正を行うものです。

そして、4番目ですが、4番目には、義務教育等教員特別手当の国庫負担金の中で、給与月額2.2%という人材確保の関係から調整手当が上乘せされておりましたが、それが1.5%に縮減されることから、それに関係する所要の改正を行っております。

まず、第1点目の職の設置に伴うものは、ここの概要の説明の1番目です。同様に、この幼稚園教育職員の定義について、職の見直しに伴い、副園長を加え、教頭、助教諭、養護助教諭及び講師を削除するという改正です。

次に、同じこの関連で申し上げますと、概要説明の9番目です。こちらは、3ページ目の中ほどにありますが、職責に応じて加算するという職務段階別加算制度の趣旨を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の職務段階別加算対象職員を第2級以上とするという改正をしております。なお、各級の加算割合は12%を超えない範囲内で、規則で定めるものとしております。

次に、これも同じく関連で、概要説明の11番目です。

現行の給料表を3級制から4級制に改め、各級の職務・職責差を的確に反映したものに改めるとともに、職務の級の切りかえについて定めたものでございます。

裏面にいきまして、次の概要説明の、12、13、14、15。これらについては、経過措置等の関連を規定しているもので、所要の改正を行っているものでございます。

次に、月の超過勤務60時間以上を超えた者に対する代休の取得の関連につきましては、まず概要説明の2、3、4、それから、5、6、7。これらが、その関連の内容でございます。

まず、大きくは概要説明の3ページの5番ですが、ここのところで、まず第20条第6項を、新たに超過勤務手当の支給に関する規定を、超勤の代替時間を取得した場合の内容として、

ここを追加しております。

これに関連して、超勤代替時間を取得した場合の手当の引き上げ額などは、規則で定めるというようなことも、第6項で規定しております。

これに関連しまして、前のページに戻りまして、やはり月60時間を超える超過勤務の積算から、日曜日またはこれに相当する日の勤務を除外するという文言がありましたが、これらを削除しております。

そして、戻りまして2番目のところですが、第20条の第5項で、週休日を削除することに伴いまして、週休日の定義に用いる条項から第20条第5項を削除するというので、第9条の文言改正を行っております。

そして、超勤代休時間の導入に伴いまして、給与の減額対象から除外する場合として、この代休時間を加えるという第19条での改正を行っております。

また、3ページの6番目の内容ですが、育児の短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員が、やはり超勤代休等の時間を取得した場合においても、それに関連した内容で、規則で定める割合分の支給を要しないことを定めております。

そして、7番目では、これは用語を、勤務1時間当たりの給与額の利用語を使用することに伴いまして、その用語の定義を適用する条項を追加したりする改正を行っております。

そして、最後に、大きく4つ目の内容ですが、これが概要説明の10番でございます。

義務教育等教員特別手当の国庫負担金の交付要綱等で、給与月額2.2%の調整額を上乗せしているところですが、それが1.5%に縮減された関係から、今現在5,900円を超えない範囲内としている調整額を、4,150円を超えない範囲内と改正させていただくものでございます。

それで、すみません。説明がちょっと漏れましたが、大きく3番目の改正としましては、この概要説明の8番です。公益的法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の改正によりまして、派遣職員が新宿区の事務事業の業務に従事する場合には、派遣期間中の給与を支給することができるようになったため、このことに伴いまして、派遣職員には派遣の期間中いかなる給与も支給しないという規定だった部分を削除するという改正を行っております。

次に第5号議案でございますが、新宿区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例ですが、これも、職の見直しに伴いまして、幼稚園教育職員の定義についての部分に副園長を加え、教頭、助教諭、養護助教諭及び講師を削除するものでございます。

また、先ほどの、公益的法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の改正によりまして、このことによって、派遣期間中の給与を支給することができるようになるため、その際には、教職の場合は教職調整額がございしますが、教職調整額も給与とみなして支給することを定めているものでございます。

次に、第6号議案の新宿区文化財保護条例の一部を改正する条例ですが、こちらは文化財保護法の一部改正、また、新宿区文化財保護審議会の近代以降の資料の取り扱いについての答申を踏まえまして、緩やかな文化財保護の仕組みとして、地域文化財制度を創設するとともに、補助金交付対象を拡大するほか、規定を整備するものでございます。

主な改正内容としましては、まず1番目に民俗技術という新たな内容を追加するものでございまして、民俗技術は、ここに記載のとおり、地域において伝承されてきた生活や生産に関する鉄・木材等を用いた用具、用品等の製作技術を言うというものでございます。

そして、2番目に、文化財の保存等の義務を負う所有者等に、文化財を事実的に支配している「権原に基づく占有者」を追加するものでございます。

次に、文化財に対する規制が強く、補助が手厚く、特に重要なものである指定文化財の規定の順番を登録文化財の前に、重要度の順番に合わせて順番を変えるという改正を行っております。

次に、文化財の所有者または占有者が判明しない場合が予想されるため、文化財の指定、登録、認定に当たり判明しない場合は、所有者等の同意を得ずに指定を行えるようにするという規定を設けております。

次に、指定文化財のみであった補助金制度を登録文化財にも広げるとともに、無形文化財・無形民俗文化財の保持・保存活動支援のための公開活動への補助金の適用を明確にしております。

6番目は、地域に守られてきた文化財で、地域の歴史を継承するために保存する必要があるものを認定し保護していく制度、これは新宿区地域文化財制度と申しますが、それを新たに17条から21条で創設しております。

また、7番目に、埋蔵文化財に関する責務規定を定めております。

8番目に、教育委員会に地域文化財の認定、解除に当たっては、新宿区文化財保護審議会の意見を聞くことを義務づけるとともに、同審議会の所掌事務に意見聴取された事項について意見を述べることを加えております。

9番目に、地域文化財の創設に伴い、文化財全体にかかわる文化財の申し出の規定を雑則

に移動させて、申し出者を所有者、保持者に限っていたものを区民にも広げるといような規定の改正を行っているものでございます。

施行日は、平成23年4月1日です。

なお、先ほどの幼稚園教諭に関するものの施行日についても、すべて平成23年4月1日でございます。

○文化観光国際課長 それでは、第6号議案の補足の説明をさせていただきます。

お手元の資料の中に、A4の横のもので、新宿区文化財保護条例の一部改正についてという、資料をご覧ください。

今回、一部改正に当たっての改正までの経緯について、1番のところで記させていただきました。平成16年5月に、文化財保護法の改正がございまして、当時、失われゆく生活・生産技術、近代の文化遺産等を保護することを目的とした法改正がなされております。

これを受ける形で、新宿区の文化財保護条例を改正したところがございますけれども、当時の改正としては、保護法の引用箇所の改正のみを基本とした改正をしたところがございます。

こうした中で、平成17年12月に、教育委員会から文化財保護審議会に諮問をしていただきまして、近代以降の資料の保護保存の取り扱いについてということで、新宿区に大量に存在すると想定される近代以降の資料について、どのように保護保存していくか、その取り扱いについて諮問をした経緯がございます。

こうした諮問に対しまして、保護審議会からの答申が21年3月に出ております。この答申に当たっては、検討に当たり審議会に部会を設置し、8回にわたる検討、11回にわたる審議会での検討、そうした結果、3点の答申を頂いたところです。

文化財の対象を高度経済成長期までの新宿の変遷を物語るものとする、これまでの指定・登録に加えて新たなカテゴリーを創設する必要がある、地域の中で保存、活用、継承されることが最善であるという3点でございます。

もう1点、これに加えて、23年4月1日に、新宿区文化芸術振興基本条例が制定されます。この条例の第9条には、地域の伝統文化等の保護などの規定を設けています。また、この条例づくりに当たった文化芸術の振興に関する懇談会の報告書では、今後の文化芸術の振興の方向性として、まちの記憶を継ぐ・活かす、まちへの愛着と誇りを育てる、こうした取り組みが大事であるとの報告が区長まで提出されています。

こうした保護審議会からの答申、文化芸術振興基本条例の制定、2つを受けまして、文化

財保護条例の改正に向けたプロジェクトチームを設置いたしまして、この間、保護条例の改正内容について検討してきたところでございます。

改正の内容につきましては、先ほど、議案概要の中で教育政策課長から9つほど御説明していただきましたけれども、主な改正の内容、その中でもとりわけ3点がございます。

1つは、地域文化財制度の導入という点でございます。

近代以降、高度成長期までの文化遺産や地域に身近な歴史資料、こういうものを地域文化財として、条例の中で取り込んでいく仕組みを新しく設けたいというふうに考えてございます。

それから2点目として、文化財の保存に関する経費の補助制度の拡充。補助対象として、従来の指定文化財に登録文化財を加えるということ、また、無形文化財の公開事業も対象にしていきたいという改正を行っていくというものでございます。

それから3点目としては、これまで条例に規定がなく、法律の規定の中で事務を執行しておりました、埋蔵文化財の保護に関する規定についても、この条例の中で明文化をしていきたいと、そうした内容の改正になっています。

こうした考え方を踏まえまして、条例上の主な変更点として、一つ目は章立ての変更を行っているところでございます。指定・登録のみを前提とする章立てを、地域文化財、埋蔵文化財の導入に伴い改正してございます。

地域文化財に関して、第3章で新たに規定を設けているところでございます。

埋蔵文化財の保護に関する規定として、第4章で新たに規定を追加してございます。

それから、補助金の交付を規定する第17条第2項の規定を設けてございます。

改正の内容ですが、資料の左側が現行の文化財保護条例の内容、それから右側が今回の改正案です。

種別のところ、登録、指定という並びになっていたところを、文化財としての規制が強い順に、指定文化財、登録文化財、地域文化財という並びで条例上構成をしているところでございます。

青字で表現しているところについては、内容の変更はないのですが、こうした文化財の並び順が変わったことなどによって条文番号が変わったという中で、こうした青字の部分、改正が入ってございます。

それから赤字の部分については、今回の改正の中で、内容の変更という形での改正を御提案させていただいているものでございます。

補足については以上です。よろしくお願いたします。

○羽原委員長 説明が終わりました。

まず、議案第2号について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了します。

議案第2号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

特に御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

議案第3号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員長 議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号について御意見、御質問をどうぞ。

○松尾委員 条文でわからない箇所があるので、説明していただけると助かるのですが、議案第4号の新旧対照表の2ページの第20条第6項のところですが、長く追加されていますが、ここは、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときはとあって、後ろに、最後に支給することを要しないとあって、第1号と第2号となっているわけですが、ここの意味がわからないのですが、ここの(1)として割合となっていますが、これは具体的にはどういうことを意味するのでしょうか。

○教育政策課長 これにつきましては、60時間を超えた部分について、それにかわり休暇をとったときに、25%分は割り増し賃金を払いますが、25%から50%までの割り増し分については支給しないこととするという内容を規定しているということです。

100分の150までのところについては、この125を減らしたものの差額を払わない、という規定です。そして、2のほうは、100分の150ということは150%の割り増しですが、そこから第3項に規定する分を差し引いて、その差し引き分については、それを支給しないと言っているものです。

少しわかりにくいとは思いますが。

○羽原委員長 今の答弁、漏れとか修正部分があったら確認をしてください。

○教育政策課長 ではお手元に、参考資料をつけさせていいますが、代替休暇制度のイメージという図がございます。議案3号に、A4横版で代替休暇制度のイメージという表がございま

すが、このところに、125%、それから135%、それから150%とそれぞれ割り増し賃金の図がございます。

60時間までは、125%となっていますが、60時間を超えると、135及び150%という割合になっております。割り増し賃金にかわる休暇としてとれる部分が、125%を超えて150%までの間になっています。休暇をとっても、割り増し賃金の125%までの部分は支払われるということで、この条例の規定は、代休をとったときは150から125%の差額を払うことを要しないという、そういう規定の表現になっているということです。

○松尾委員 趣旨は理解しましたが、やはり条文を見ますと、その条文の(1)、(2)とあって、そこに、(1)では前項第1号に掲げる時間とあります。これは、その上の文で見ると、次の各号に掲げる時間に対しては云々という各号が、これに相当しているわけです。

そこで、上の規定ですと、本文のところでは次の掲げる時間に対しては云々とあって、支給することを要しないで文章が終わっています。

それに対して、(1)、(2)の前項第1号に掲げる時間とあった後に書いてある文章は、何を意味するのですか。

○教育政策課長 前項第1号に掲げる時間というものをどのように計算するかというようなことを書いてありまして、要するに、この括弧書き以下を全部割愛して読んでいただければいいわけです。

ですから、前項第1号に掲げる時間とは、100分の150を減じた割合ということで、読めばいいわけです。そして、前項の第2号に掲げる時間とはということですから、100分の50から、この第3項に規定する教育委員会規則でまた別に割合を決めるのですが、それを減じた割合を出しますと言っているので、ここで割合が幾つになるかとか、具体的な数字が出ていないものですから、非常にわかりにくいのだと思っております。

改めて、規則改正で具体的な数字が入ってくると思いますが、趣旨は先ほどイメージ図で説明したとおりですので、その御理解でお願いしたいと思います。

○羽原委員長 この給与体系の基本的な内容に問題があれば、どうぞおっしゃってください。

○松尾委員 表現上の問題ですので、これで紛れなく運用されるのであれば、構わないと思いますが、できれば、なるべくわかりやすい形にいただければ、なおさらよいと思います。

○羽原委員長 よろしいですか。それでは、ほかに御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。いいですか。

議案第4号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第5号について御意見、御質問をどうぞ。

特に御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

議案第5号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第6号について御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○松尾委員 条文ですが、新旧対照表の2ページの第5条を見ますと、教育委員会は文化財のうち特に重要なものを所有者等（所有者又は権原に基づく占有者の判明しない場合を除く。）云々とあって、その同意を得て、次の各号に掲げる新宿区指定文化財として指定することができると思いますが、これは、文字どおりに読みますと、所有者または権原に基づく占有者の判明しない場合には、所有者等の同意を得なくても指定できるものと読んでよろしいのでしょうか。

○文化観光国際課長 今回の松尾委員の御理解のとおりで結構でございます。

○松尾委員 所有者等というのは、文化財の所有者、第4条によりますと、文化財の所有者、権原に基づく占有者、保持者、保持団体及び保存に当たっている者のことでありますので、そうしますと、所有者または権原に基づく占有者が判明しない場合には、保持者、保持団体及び保存に当たっている者の同意は得なくてよいということでもよろしいでしょうか。

○文化観光国際課長 一つ、具体的なケースを出した説明の方が、良いと思いますが、例えば、路傍にあります石仏みたいなものを考えてみた場合に、道路の上にそういう状態のものがあって、持ち主が判別していないという場合のものは、これまでなかなか文化財とはするわけにはいきませんでした。

そういうものも、所有者が判明しない場合であったとしても、教育委員会の判断によって、物としての大切さが、一定きちんと検証ができれば、文化財にしていくことができる。あるいは、逆に、そのものが今度滅失した場合には解除をしていくことができる。そういう中で、ここで言います所有者又は権原に基づく占有者の判明しない場合という規定を、今回新たに入れさせていただいて、その中での取り扱いを、第5条の指定のところの一つ方向づけをさせていただくような改正案にさせていただいたということでございます。

○羽原委員長 状況が状況、物品が物品だから、柔軟な対応ができたほうが保存しやすいでし

ようし、保存することが大事です。所有権があれば、当然配慮が必要だし、なければ保護ができないというような状況になっては非常に困るわけですから、ぜひ、柔軟に対応されることがいいと考えます。

ほかに。

○菊池委員 埋蔵文化財というものは、具体的に言いますとどういうものを指すのでしょうか。

○文化観光国際課長 一言で申しますと、土の中、地面の下に埋まっている文化財といいますが、そういうようなものが、一般的に埋蔵文化財と言われているものでございます。

具体的には、この新宿区という町の特性からすると、特に四谷ですとか牛込のほうですと、江戸時代、寺社ですとか武家地ですとか、そういうものが多かった関係で、当時の屋敷跡みたいなどころから、生活の道具の関係などが多く出土しております。

また、それとあわせて墓地などもあるものですから、いわゆる墓石ですとか、墓標に当たるようなもの、それから、江戸時代の人骨、そんなものも含めて出土しているような状況があり、こうしたものを一般に埋蔵文化財というような取り扱いの中で処理させていただいております。

○石崎教育長 今回の質疑に関連して、もう1件ということによろしいですか。

そういう意味で、埋蔵文化財の発掘というのは、非常に大都市の新宿でもずっとされているし、保存されたり展示もされているのですが、今回、新たにこのように条例に規定がされるということですが、これは今までが問題があったので改正することにしたのか、今回この規定が追加された意味を一つ御説明ください。

○文化観光国際課長 今回、まず実務的に問題がなかったのか、あったのかという点については、これまでも特に問題はありませんでした。

その上で、今回どうしてこのタイミングで改正の中に盛り込んだのかというところでございますけれども、参考の資料でお示しさせていただいておりますが、今回、直接の条例改正の契機というのは、文化財保護法の改正を受けまして、平成17年のときの教育委員会が諮問したものに対する答申という大きな流れが一つございます。

これとあわせて、23年4月に文化芸術振興基本条例、先ほど申し上げましたけれども、こうした新しい条例を施行させていただきまして、その中で、条例の9条に、地域の中にきちんとあるものを保護していくということも、一つ大きく書かれているところがございます。

また、まちの記憶をしっかりと継いで、次代に向けて活かしていこうということが、基本条例として制定されたこともありますので、こうした文化財保護条例の改正に合わせて、区

条例にもしっかりと法律の考え方を改めて明記しておこうと、そういうような判断で、今回埋蔵文化財に関する一章を設けさせていただきたいという考え方でございます。

○石崎教育長　そこで、今回の条例改正の一番大きなところは、地域文化財という新しい概念が規定された、文化財保護法の改正のときに、区の条例としてどうするかという懸案が解決されたということですが、この地域文化財がきちんと条例の中に位置づけられたことによって、どのような効果が出てくるのか。せっきくの機会ですので、御説明ください。

あと、指定文化財などについては、教育委員会で一件、一件指定してきているわけですが、今後どのような件数が地域文化財として、地域文化財の場合は指定とは言わないのでしょうか。何と申すのでしょうか。

○文化観光国際課長　認定です。

○石崎教育長　今後どのように認定されていくのか、御説明いただきたいと思います。

○文化観光国際課長　この条例は、改正条例の施行後の条例の運用、あるいはこの条例に基づく事業の執行ということになるかと思います。

これまでの指定文化財、登録文化財ですと、一つ一つそのものの確かさというもの、必要性というものを文化財の保護審議会にかけるために、調査員に調査をさせて、その上で1個1個議論をしていただきながら、指定登録の手続を踏んできたという流れでございます。

そうした中では、多い年でも、恐らく年に5件までいくかどうかというところが、指定文化財、登録文化財としてのこれまでの実績だと考えてございます。

指定文化財、登録文化財については、引き続き、そうした中で1個1個きちんと議論をしていきたいということで考えておりますけれども、新たに導入する地域文化財の認定については、緩やかなカテゴリーの中で、地域の中で保存していくことが大事ですよということが、保護審議会からの議論あるいは答申の中で繰り返し言われているところがあります。

そうした中では、こういう1けたということではなくて、2けたの規模で一塊のまとまり、例えば、20とか30とか、そういうような規模で、新宿にはこういう地域の中にすぐれた文化財があるんですよ、ある意味地域のお宝があるんですよ、それをまとめてトータルに発信していけるような、そんな形の制度の運用をしていきたいと考えております。

○羽原委員長　新宿区で新たな民俗技術として指定されそうな候補は何かありますか。

○文化観光国際課長　今回、この民俗技術については、国のほうでは、例示として挙げていますのは、鍛冶ですとか船大工、こうした中で、生活や生産に関する用具、用品等の製作技術など地域において伝承されてきた技術、これが民俗技術に相当するものであるとしています。

これを新宿に置きかえた場合に、例えば、地場の産業であります染色のいろいろな工程の中で使われてきているような技術に関する用具、あるいは印刷製本の関係の中で培ってこられたような技術に関する用具、こういうものが民俗技術として、これから指定あるいは登録というような形で、取り扱っていく可能性があるものではないかというところで、現段階ではとらえております。

○羽原委員長 ほかに御質問ございますか。

特に御意見、御質問がなければ討論及び質疑を終了いたします。

議案第6号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

◆ 報告1 新宿区立鶴巻・西落合図書館の臨時開館・休館及び指定管理者による
管理開始説明会の開催について

○羽原委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1について事務局から説明をお願いいたします。

○中央図書館長 それでは報告の1 新宿区立鶴巻・西落合図書館の臨時開館・休館及び指定管理者による管理開始説明会の開催について、資料に基づきまして御説明させていただきます。

初めに、臨時開館・休館日についてでございます。

鶴巻・西落合図書館につきましては、平成23年4月1日から、それぞれの指定管理者が各図書館を運営することになりますので、前日の31日に区職員との最終的な引き継ぎを行います関係で、3月31日を臨時休館させていただきます。

なお、3月31日を臨時休館させていただくかわりに、通常休館日の3月28日月曜日を臨時開館させていただくものでございます。

次に、指定管理者による管理開始説明会についてです。

平成23年度から、指定管理者が各図書館の運営を行うことによる開館時間の拡大や、利用者サービスの内容について、地域住民や利用者の方々を対象とした説明会を行うものでございます。

2番に記載しましたように、3月26日土曜日に、鶴巻・西落合図書館、それぞれの施設に

おいて説明会を開催するものでございます。

以上で報告を終わります。

○羽原委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

◆ 報告2 その他

○羽原委員長 特に御質問がなければ、次に、本日の日程で報告2、その他となっておりますが、事務局からほかに報告がありましたらどうぞ。

○教育政策課長 特にございませぬ。

○羽原委員長 報告事項は以上で終了いたします。

◎ 閉 会

○羽原委員長 本日の教育委員会は、以上で閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 3時53分閉会